

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

マイカー等の通勤手当の非課税限度額を見直し

政府は10月17日、通勤手当の非課税限度額を見直すための所得税法施行令の一部改正する政令を出しました。

見直しは、最近における通勤手当の支給の状況等を踏まえ、所令20条の2（非課税とされる通勤手当）2号にある「通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする者」及び4号にある「自転車」を「自動車」に改め、支給する通勤手当（1ヵ月あたり）の非課税限度額を引き上げるものです。

非課税限度額の改正内容は以下の通りです。

- ① 2 km未満
全額課税で変更なし
- ② 2 km以上10 km未満
4100円から4200円に変更
- ③ 10 km以上15 km未満
6500円から7100円に変更
- ④ 15 km以上25 km未満
11300円から12900円に変更
- ⑤ 25 km以上35 km未満
16100円から18700円に変更
- ⑥ 35 km以上45 km未満
20900円から24400円に変更
- ⑦ 45 km以上
 - ・ 55 km未満の場合、24500円から28000円に変更
 - ・ 55 km以上の場合、24500円から31600円に変更

この改正は、平成26年10月20日に施行され、**平成26年4月1日以後**に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

法務省、相続法制の在り方を検討

法務省では、相続法制の在り方の検討を進めています。

非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は違憲とする昨年9月の最高裁判決を受け、国税庁は相続税の取扱いを示し、12月には民法改正も行われました。この民法改正の際に、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないかと、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題が提起されたことから、ワーキングチームを設置し本年1月から相続法制の在り方の検討を重ねています。

①法律婚の尊重という視点から配偶者の法定相続分の見直し、②配偶者の父母の介護等をした者は父母が死亡しても相続人にはならないため、貢献を反映させる方法の検討、③特定の相続人に家業を承継させるために遺言をしても遺留分制度があるためにその意思が実現しないことへの対策、などを問題点として検討しています。

相続法制での法定相続分の見直しは相続税制に、遺留分の見直しは事業承継法制に影響することから、これらについても検討すべき点があるのではないかとしています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....11月10日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....12月1日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....12月1日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....12月1日 |